

第2章 その他業務運営に関する事項

第1節 職員の安全確保

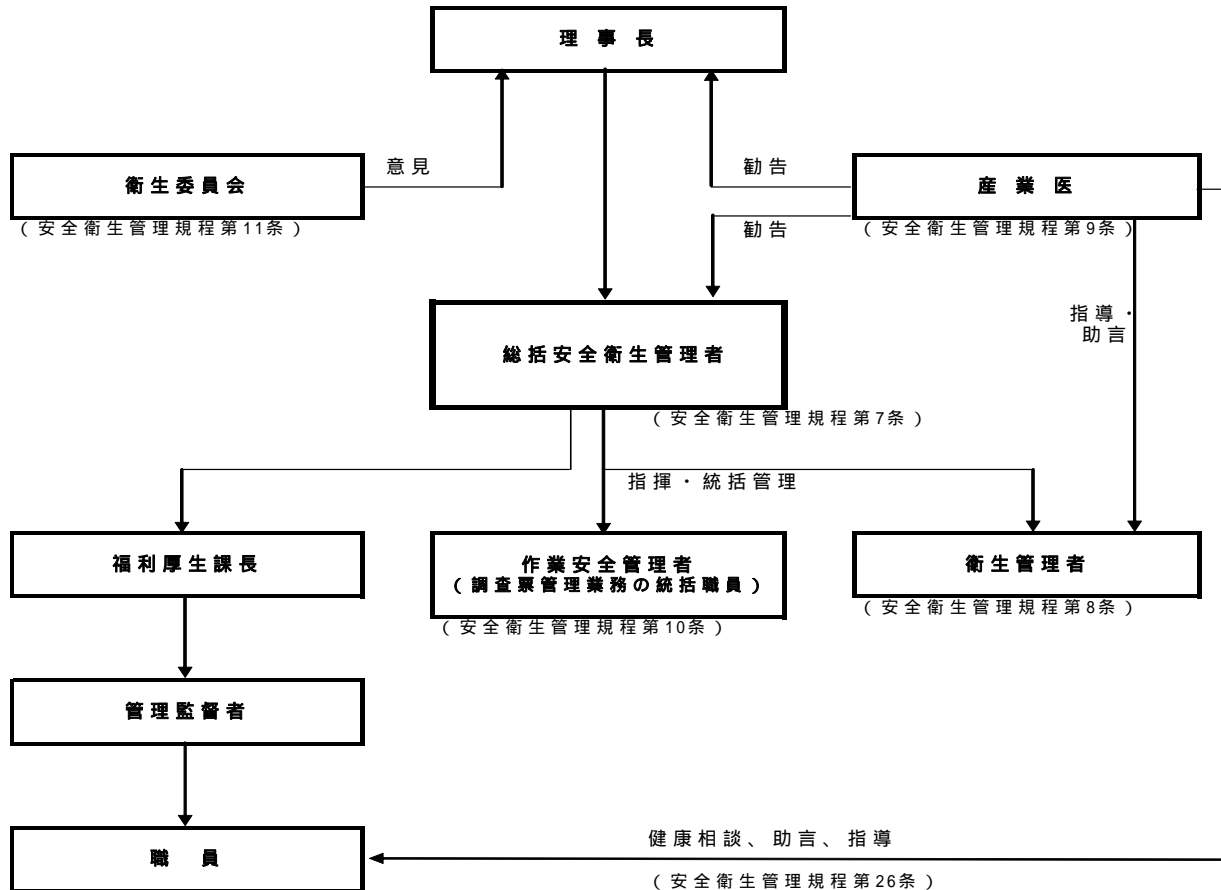
統計センターは、職員の安全衛生及び健康管理について、「独立行政法人統計センター安全衛生管理規程」（以下「安全衛生管理規程」という。）に基づき実施している。

第1 安全衛生管理体制等の的確な運用

統計センターの安全衛生管理体制は、安全衛生管理規程に基づき、総括安全衛生管理者1人、産業医1人、衛生管理者8人及び作業安全管理者1人により運営している。また、統計センターにおける衛生管理に関する事項について調査審議するため、ほぼ毎月、衛生委員会を開催している。

職員の安全衛生管理体制は、図のとおりである。

図 統計センターにおける安全衛生管理体制



1 衛生管理者の選任

平成18年度の衛生管理者は、衛生管理者免許取得者17人の中から8人を選任して各職場に配置し、そのうち1人を専任の衛生管理者とした。

2 衛生委員会

衛生委員会は、総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者8人及び衛生に関し経験を有する者2人の計12人によって構成され、ほぼ毎月開催している。

平成18年度は、17年度に引き続き環境整備を重点目標に立てて審議を行うとともに、産業医及び衛生管理者の職場巡視を実施し、空調、作業環境、トイレ、給湯室等のチェックを行った。その結果を踏まえて改善等について庁舎管理者への依頼を行った。

また、職場体操（リフレッシュ体操）の普及については、各職場ごとの実施状況を確認し、継続実施を促す働きかけを行った。

3 産業医による事務室等の巡回

安全衛生管理規程第9条第5項に基づき、産業医による職場巡視を事務室ごとに順次行い、職場環境の維持管理等について必要な指導や助言を総括安全衛生管理者に行うなど、職場環境の整備及び職員の安全管理を図った。

第2節 メンタルヘルス等の対応

第1 メンタルヘルスへの取組

メンタルヘルス対策としては、職員のメンタルヘルスへの関心を高めるため、職場における心の健康づくりの一つの支援策として、職員のPCからイントラネット経由でeラーニングが可能な「メンタルヘルス学習ソフトウェア」によるメンタルヘルスの学習を行っている。また、職員のストレスへの気づきと職場のストレス度が把握できる「ストレスチェック&職場ストレス分析ソフトウェア」により、平成18年5月及び11月に定期ストレス診断を行った。この診断結果は、職員自身には自分のストレス度に気づいてもらうため、また、管理監督者等には、職場のストレス度を把握して職場環境の改善に役立ててもらうため、各課・室・統括単位等で集計した「仕事のストレス判定図」を作成し、提供している。

また、職場内外において生じた個人的な悩みについて相談に応じ、その解決を支援することにより、職員が心身共に健康で勤労意欲を失うことなく職務を遂行できるよう、「独立行政法人統計センター職員相談業務要綱」に基づき、カウンセラーによる職員相談業務を週1回行っている。

第2 セクシャルハラスメントへの対応

セクシャルハラスメントの防止については、「独立行政法人統計センターセクシャルハラスメント防止規程」に基づいた管理体制を整備し、平成15年度から運用しているところである。

平成18年度は、セクシャルハラスメントの防止策として、セクシャルハラスメントに関する職員の認識を高めるため、17年度に引き続き職員が注意すべき事項や監督者の役割、相談窓口等についてイントラネットに掲示し、全職員に周知している。なお、これまでにセクシャルハラスメントに係る問題は発生していない。

第3節 危機管理体制の整備

第1 防災に関する事項の周知

大規模な自然災害等が発生した際に、迅速かつ適切な対応をとることができるよう、平成17年度に「地震発生時における行動マニュアル」を作成し、イントラネットに掲示しているところであるが、多数の人事異動がある4月及び防災の日（9月1日）にあわせた8月末に、避難経路の確認を含めた防災に関する事項について周知を図った。

第2 行動マニュアル等の作成

平成16年度において、大規模な自然災害等が発生した際に、迅速かつ適切な対応をとることができるよう、危機管理体制の整備及び危機への対応等を定めることを目的として、「大規模な自然災害又は重大な事件・事故等に係る統計センターの危機管理体制及び危機への対応等について」が決定され、大規模な自然災害等発生時の具体的な行動マニュアル等を整備することとされている。この決定に基づき、平成17年度から製表業務に関する行動マニュアルの検討、作成に着手し、平成18年度に、「災害における製表業務危機管理マニュアル」として決定した。

また、作成したマニュアルについては、イントラネットへ掲示するなどして、広く職員に周知を図っている。

第3 データバックアップ体制の整備

平成17年度に整備した平成17年国勢調査の集計途中のデータを随時オンラインによって遠隔地に保管するデータバックアップ体制について、18年度は、国勢調査以外の統計調査データへの適用について検討を行った。

検討の結果、通信回線のデータ転送速度を従来の20MBpsから100MBpsへ拡張することで対応可能との結論を得て、平成18年8月から、国勢調査以外の統計調査データへの適用を開始した。

これにより、統計センターが保有するすべての経常調査、周期調査の集計途中のデータについて、大規模な災害によって、データを滅失するような事態が生じた場合も、遠隔地に保管したデータにより、迅速に復旧する体制が確立した。

平成19年度は、現在、磁気媒体により外部保管を行っている長期保存データについて、バックアップ体制を統合することの検討を行う予定である。

第4節 環境への配慮

平成13年4月から全面施行された「国等による環境物品等の調達等に関する法律」(平成12年法律第100号)(いわゆるグリーン購入法)により、業務に必要な物品等は、環境に配慮した優しい環境物品等への転換を促進していくこととされている。

平成18年度においても、この法律を遵守すべく調達計画を企画・立案し、設立当初から4年連続で、環境物品の調達を100%達成したところである。

第5節 広報

統計センターの役割、業務内容等を広く国民、国の行政機関、地方公共団体等に紹介し、統計センターについての理解を得ることを目的として広報を行っている。

平成18年度においては、リニューアルした統計センターパンフレット（和英）を統計広報展示室「とうけいプラザ」（東京タワーフットタウン4階）等に配布したほか、月刊誌「総務省」等各種雑誌への統計センター紹介記事の掲載などを行った。

第6節 統計センターの役割・業務等の在り方についての検討

近年、産業構造や調査環境の変化、統計情報の多様で高度な利用へのニーズの高まりなど統計行政を取り巻く環境が大きく変化してきている。このため、統計センターにおける業務の在り方や担うべき機能・役割についても検討を進める必要があることから、総務省統計局が、外部有識者5人で構成する「統計センターの役割・業務等の在り方に関する研究会」を開催し、「統計センターの役割・業務等の在り方に関する提言」（平成18年8月4日公表）がまとめられた。統計センターにおいては、研究会に提出する製表業務関係の資料の作成等に参画するなど同局と一体となって取り組んだ。